

2019年7月1日から 「敷地内禁煙」です。

2018年7月に成立した健康増進法の一部を改正する法律では、第一種施設（学校・児童福祉施設、病院・診療所等）は敷地内禁煙と定められており、2019年7月1日（月）に施行されます。

ご来院・ご入院される皆さまには、禁煙（非燃焼・加熱式たばこ・ヴェポライザーなど）にご理解いただきたくお願い致します。

病院は、診察や治療、ご相談の為に訪れたり、ご入院される施設であり、「安全で快適な環境」と「皆様の健康を守ること」を第一に考え、受動喫煙の防止だけでなく、喫煙による健康被害の観点からも、駐車場を含む病院敷地内を禁煙と致します。



明生リハビリテーション病院